

平成29年度 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の概要

農林水産省は、平成29年2月15日に「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を平成29年度から実施するとして総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨を公告した。全植検協では、当会が植物検疫に関して、知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも当会の役割と判断し、応札したところ、3月17日に当会が落札した。

当該事業の目的は、平成28年5月にまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠であること、輸出先国に存在しない特定の病虫害が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が設定されていないかまたは極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されることなどの課題を解決する必要があることなどから、植物検疫や病虫害防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進することである。

このため、全植検協では、当該目的を達成するために次により事業を推進することとする。

(1) 専門家リストの整備

①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野において、現場指導の経験を有する者を全国的に募集し、本事業への協力に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者200名程度を選定委員会を経て選定し、専門家リストを整備する。

(2) 相談窓口の設置

輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができる相談窓口を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設する。また、当該相談窓口の開設について広報誌を作成して各都道府県や北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局が事務局をする輸出促進協議会に対して広報する。

更に、全植検協ホームページを改修し、相談窓口の開設案内するほか、農林水産省本省、植物防疫所、地方農政局等及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が設置する輸出相談窓口と相互リンクを行う。

（３）輸出産地等の現状把握の実施

輸出産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、相談受付から輸出実現までの取り組みを記録する「産地・事業者カルテ」を作成する。

なお、「産地・事業者カルテ」は次のような内容とする。

- ① 相談者の所属、氏名、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ ②について、輸出先国の規制に関する情報収集の状況
- ④ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ⑤ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）
- ⑥ 輸出に当たって、相談者が抱える課題

（４）専門家による技術的サポートの実施

① 技術的サポート体制の検討

輸出産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定し、選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、地方自治体、生産者、生産者団体等の現地関係者を含めた検討体制を構築する。

② サポート事業の実施

サポート方針に基づき、専門家を現地に派遣するなどにより、栽培体系、農作物の生育状況、病虫害の発生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施する。なお、専門家の派遣は、40産地程度を対象とする。また、技術的サポートを進めるに当たっては、サポートを実施した専門家の氏名、サポート内容、進捗状況等を取りまとめて「産地・事業者カルテ」に記録する。

（５）商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施

当該事業の実施に当たって、地域協会の会員である商社等の貿易業者や通関業者、流通業者、倉庫業者等を有していることから、輸出に取り組もうとする関係者に対して必要な紹介等によるサポートを実施する。

（６）その他

当該事業の開始に当たり、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る有識者で構成される検討会を開催し、本事業の実施方針に係る助言を踏まえて実施する。